○厚生労働省令第十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、第五十一条の二、第百九十七条、第二百四条第一項第二十一号及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十四条、第二十八条、第百四十五条、第百五十三条第一項第十五号及び第百五十五条、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十五項（第二十二条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、第百十三条の三第一項第二号及び第百二十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第一項及び第十一項、第百六十一条の二第二項、第百六十五条の二第一項第二号並びに第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第一章の二　（略）	第一章・第一章の二　（略）
第二章　被保険者	第二章　被保険者
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　被保険者による申出等（第三十五条の二―第四十五条）	第二節　被保険者による申出等（第三十六条―第四十五条）
第三節　（略）	第三節　（略）
第三章～第八章　（略）	第三章～第八章　（略）
附則	附則
（協会に対する情報の提供）	（協会に対する情報の提供）
第二条の六　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。	**第二条の六**　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　第二十四条第一項、第二十七条の二第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項	二　第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項
三～六　（略）	三～六　（略）
（被保険者の資格取得の届出）	（被保険者の資格取得の届出）
第二十四条　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。	**第二十四条**　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。
2～5　（略）	2～5　（略）
（被保険者の個人番号変更の届出）	（新設）
第二十七条の二　事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。	
一　事業所整理記号及び被保険者整理番号	
二　被保険者の氏名及び生年月日	